

## 十日町市地域自治組織連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、十日町市地域自治組織連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市の地域自治組織の円滑な運営に資することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、十日町市地域自治推進条例施行規則（平成23年十日町市規則第47号）の規定により届出のあった地域自治組織の会長をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 本会に会長1人及び副会長2人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、本会の事務を掌理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 会長及び副会長の任期は2年とし、会長については、第3条の規定にかかわらず任期満了年度総会当日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した会長又は副会長の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第6条 本会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 各地域自治組織の活動に関する情報交換
- (2) 各地域自治組織の意見集約
- (3) 各地域自治組織の機能強化の研究
- (4) 市長その他の市の機関への要望事項の調整
- (5) 市及びその他の団体との連絡及び協力に関すること
- (6) その他本会が必要と認めた事項

(会議)

第7条 本会の会議は、会長が招集する。

2 やむを得ず会議に出席できない者は、所属する地域自治組織の役員をもって代理出席させることができる。

3 会議の議長は会長が務めるものとする。

4 会長は、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 会長は、市長からの要請があった場合は会議を招集することができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、十日町市役所企画政策課及び会長の所属する地域自治組織の事務局が協働で行う。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この会則は、平成24年6月27日から施行する。

2 この会則は、平成26年6月13日から施行する。